

確定申告は正しくお早めに!!

申告書の提出と納付の期限

◆所得税

2月17日(月)～3月17日(月)

◆贈与税

2月3日(月)～3月17日(月)

◆消費税(個人事業者)

1月6日(月)～3月31日(月)

●国税庁のホームページ

[http://www.nta.go.jp]

申告書の作成等ができます。

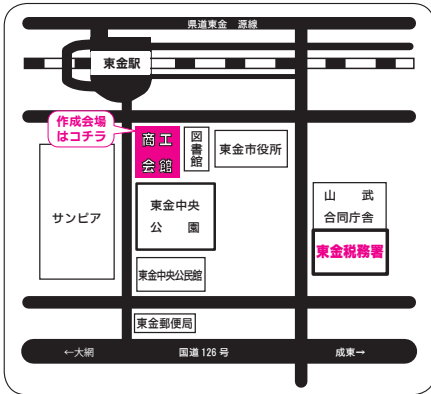
●e-tax(国税電子申告・納税システム)

[http://www.e-tax.nta.go.jp]

インターネットで申告や納税ができます。

税務署(特設会場)での申告書の作成・相談、提出

東金税務署では、2月14日(金)から3月17日(月)まで、東金商工会館1階で申告書の作成・相談、提出を受け付けます。



【ご注意】

・会場及び税務署の駐車場はご利用できません。

・土・日曜日、祝日の相談、受付は行っていませんが、申告書はe-taxや郵便、または信書便による送付及び税務署の時間外文書收受箱に投函することで提出できます。

※申告書の「控」が必要な方は、返信用封筒(住所・氏名を記入し切手を貼付)を同封してください。(e-tax申告を除く。)

確定申告の無料相談会 (税理士会)

税理士会では、今年も確定申告書作成の無料相談会を開催します。

◎税理士無料申告相談会

とき 2月6日(木)

午前9時30分～正午

午後1時～4時

ところ 役場2階第1会議室

対象

①小規模納税者の所得税・消費税

②年金受給者・給与所得者の所得税

※土地、建物、株式等の譲渡所得は除きます。

【ご注意】

・混雑の状況により、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

・相談会場には、申告書をご自身で作成できるよう

に筆記用具・電卓・前年の確定申告書の控え・印かん・勤務先または日本年金機構等から交付された源泉徴収票の原本等をご持参ください。

◆問い合わせ

東金税務署

☎ 0475(52)3121

町民税・所得税の申告相談・提出会場

今年も2月17日(月)から3月17日(月)までの土・日曜日を除く毎日、「文化会館」で申告相談を行います。なお、提出のみの方は、税務課、文化会館で受け付けます。

※町民サービスセンターでは、提出等はできません。

※土地、建物、株式等の譲渡所得は、東金税務署にご相談ください。

給与や賃金を支払う方へ (源泉徴収票・給与支払報告書)

平成25年中に給与・賃金などを支払った事業所、事業主は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日(金)までにすべての受給者に交付するとともに、一定金額以上のものは税務署に提出することになっています。また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写で作成される「給与支払報告書」は金額の多少にかかわらずすべてを、受給者が平成26年1月1日現在にお住まいの市町村に提出することになっています。

なお、青色申告をする方で専従者給与を支払った方、臨時で従業員を雇った方も忘れずに提出してください。

◆問い合わせ

税務課課税班
☎ (84) 1212